

教育委員会3月定例会会議録

1. 日 時 令和5年3月23日(木)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
職務代理者 鈴 木 敏 之
委 員 岡 島 学
委 員 福 島 幸 子
委 員 高 橋 信 子
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 菊 地 正 和
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 田 中 裕 之
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課 大 橋 博 指 導 課 田 上 秀 之
学 校 給 食 セ ン タ ー 寺 崎 敏 彦 図 書 館 武 藤 知 子
博 物 館 木 塚 久 仁 子 上 高 津 貝 塚 堀 部 猛
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第47号 令和5年度土浦市教育行政方針(案)について (教育総務課)
議案第48号 土浦市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について (教育総務課)
議案第49号 土浦市学校運営協議会規則の制定について (生涯学習課)
議案第50号 土浦市博物館条例施行規則の一部改正について (博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
議案第51号 土浦市新治運動公園条例施行規則の一部改正について (スポーツ振興課)
議案第52号 土浦市川口運動公園管理事務所設置規則の一部改正について (スポーツ振興課)
議案第53号 土浦市体育施設の利用に関する条例施行規則の一部改正について (スポーツ振興課)
議案第54号 土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について (教育総務課)
議案第55号 土浦市立教育委員会公印規則の一部改正について (教育総務課)
議案第56号 土浦市指定文化財の指定について (文化振興課)
議案第57号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱について (学務課)
議案第58号 土浦市学校運営協議会委員の委嘱について (生涯学習課)
議案第59号 土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱について (生涯学習課)
議案第60号 土浦市文化財保護審議会委員の委嘱について (文化振興課)
議案第61号 土浦市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ振興課)
議案第62号 令和5年4月1日付け教育委員会の人事異動について (教育総務課) (非公開)

議案第63号 土浦市教育委員会委員の辞職の同意について (教育総務課) (非公開)

(2) 協 議

① 令和5年度土浦市学校教育指導方針(案)について (指導課)

(3) 報 告

① 令和5年第1回土浦市議会定例会一般質問について
(教育総務課・学務課・学校給食センター・博物館)

② 土浦市訪問型家庭教育支援事業実施要綱の制定について (生涯学習課)

③ 土浦市部活動の運営方針の改定について (指導課)

(4) その他

① 土浦市教育委員会ペーパーレス会議システムの導入について (教育総務課)

② 図書館業務システムの更新等に伴う休館について (図書館)

③ 第33回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンについて (スポーツ振興課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和5年3月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は 成立するというので 進行をさせていただきます。
本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が2件ございます。
非公開としたい案件は、議案第62号及び議案第63号となります。いずれも人事に係る案件でありますことから、非公開とさせていただくとともに、本日の案件の最後に審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第62号及び63号につきましては非公開とさせていただくとともに、本日の最後に御審議をお願いしたいと思います。
なお、本日は傍聴者無しということで進めさせていただきます。
それでは、次第の2番、教育長報告事項について教育総務課より説明をお願いします。
塚本課長。

教育総務課 ————— 2月15日以降の行事について報告 —————

教 育 長 ただいまの報告事項について、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 では、続きまして、3番になります。議案へ移りたいと思います。
議案第47号 令和5年度土浦市教育行政方針(案)について、教育総務課から説明をお願いします。
塚本課長。

教育総務課 教育総務課でございます。
資料は定例会資料の4ページと、別添の資料1となります。
まずは定例会資料の4ページを御覧ください。
1番の教育行政方針の概要についてでございますが、土浦市教育行政方針は、市の最

上位計画である、第9次土浦市総合計画並びに総合計画に基づき策定しました、第3次土浦市教育大綱における基本理念、基本目標等の実現に向け、教育委員会各部署の重点施策や主な事業を示すもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第25条に基づき、教育委員会の議決を経て決定するものでございます。

2番の、素案からの修正点について、でございます。

先月の定例会で協議事項として素案を提出し、次の2点について見直しを行いました。まず一点目でございますが、現状値の見直しでございます。教育行政方針には令和4年の現状値を記載しておりますが、素案では、令和5年1月時点の現状値を記載してございました。今回、最終案を作成するにあたりまして、令和5年2月末の現状値に修正しております。

二点目でございますが、定例会後に教育委員の皆様からいただきました御意見をもとに、指標や目標値の見直しを行ってございます。

5ページをお願いいたします。

5ページから9ページにかけて、素案について教育委員の皆様からいただきました御意見や御質問の一覧と、その回答を記載しております。

また、御意見等に基づき指標や目標値を修正した場合については、回答欄にその内容を記載してございます。

具体的な例を説明したいと思っておりますので、一度別冊の資料1、令和5年度土浦市教育行政方針（案）の9ページをお願いいたします。

9ページの下段、学力向上対策事業の指標についてで、教育委員より、学力向上の施策として国語科に力を入れているのは理解したが、指標はこれで妥当なのか、と御意見をいただきました。素案では指標として、「全国学力・学習状況調査の、国語の授業では目的に応じて文章を読み、感想や考えをもったり、自分の考えを広げたりしていますか」、の質問において、肯定的に回答する児童生徒の割合という指標を設定してございましたが、御意見をいただき指標について検討しました結果、9ページに赤く記載しているとおり、土浦市標準学力調査の国語において、学習を終えた段階で到達してほしいラインを示す目標値と土浦市の平均正答率との差、という指標に変更し、目標値を再設定いたしました。

その他の事業も同様に見直しを行い、特に目標値について、令和4年度の実績値よりも、令和5年から7年度の目標値が低くなっているという御意見や、目標値が高すぎるのではないかとといった御意見を多くいただいておりますので、目標値を再検討し、その結果について定例会資料の5ページから9ページに記載をしております。

なお、別冊の資料1、令和5年度土浦市教育行政方針（案）は修正した箇所を朱書きで表示しておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございますよろしくをお願いいたします。

教 育 長

ただいまの案件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。高橋委員。

高 橋 委 員

私、意見を入れたのですが、全国平均から見ると土浦市の学力はそんなに高くないと聞いています。市内の中でも学校によって差があるとお聞きしました。その中で、均してしまったときに、これでいいのかな、というものがあります。高いところはより

高く、低いところは平均ぐらいのところまでには少なくとも引き上げることを考えなくてはいけない。平均くらいであればいいや、となると学力向上ということにならないのではないか。つまり、全国平均をとるのであれば、現状維持になってしまうのですね。より上の目標を目指すことによって、上がっていくとか、上を目指していかないと、学力は上がっていかないと。そういった点について、少しお聞きしたいです。

あと、お隣のつくば市はおそらく、土浦市よりも上なのではないかなと思います。その点でいうと、この辺りに住む方が、子どもの教育のためにつくば市を選ぶということにもなってしまうので、そういった点、高校などは土浦市に多くありますので、子育て世代の方が、住むのであったら土浦市がいいよねと思っていただけるような学校教育をしていただきたいと思っています。

教 育 長 ありがとうございます。指導課、いかがでしょうか。

田上課長。

指 導 課 指導課でございます。御質問、御意見ありがとうございます。

高橋委員からございましたように、学力の目標値については、高い目標を目指して学力向上に向けて進んでいるという姿勢を市として見せていくことが非常に大事であると思いますし、そういった数字を意識しながらお住まいになられている市民の方々もいらっしゃることは十分承知しておりますので、ごもっともな意見だなと思うところです。

実際のところ、国のほうで進めている令和の日本型教育というシステムは、個別最適な学びといいまして、一人一人の子供に最適な学びを提供していく、ということが一番に掲げられていまして、その中には先ほど委員が申されたように、学力の高いお子さんにはそれに合わせてそれをさらに伸ばしていくようなプログラムが必要であるし、平均値あたりのお子さんに対してはその平均値から少し上げていくためにはどういった取り組みをすればいいのか、っていうことをアプローチしていく指導法が必要になり、さらにはそれよりも下位層にいる子供たちがどうやったら平均値まで上げられるのか、このお子さんたちのキャリアを考えていったときに、どのあたりまで引き上げていくことが必要なことになるのかということも個別に検討しながら進めていくということを中心化しなさいということが、国の方から示されています。ですので、平たく均して全部平均で、というのはちょっと無理があるのは本指標を作る際には十分承知をしているところなのですけれども、やっぱり一人一人の子供たちに向けて、土浦市としてどのような取り組みができるかということについては、この数字だけではなく、お問い合わせをいただいたときにお答えすることもできますし、またそれぞれの学校では、学校の課題が見えておりますので、自分たちの学校の立ち位置が平均のところにあるのか、高いところにあるのか、低いところにあるのかは、委員会も把握しておりますけれども学校も把握しています。

ですので、1年間かけて、そういった学校の平均値またはその学校の中での個別の子供たちの達成目標をどの辺りにしていくかということについては、個別に対応を進めているところがございますので、一つの指標として数字として掲げるのが大変難しいところがあるので、そのことについては、御理解をいただければなと思っています。

ところでございます。

高橋委員

おっしゃることはわかるのですが、昔ゆとり教育というものが出てきたときに、それを聞いた瞬間に、子どもたちの学力は絶対に落ちていくだろうと思いました。小学校、中学校って義務教育で、義務教育ということは当然、子どもたちの学力を付けてあげなければいけない。子どもたちは、自分たちは社会に出てから必要な学力を身につけさせてもらわなければならないわけです。一人一人を引き上げていくことで平均値は上がっていきますよね、結果としてというよりは、そういった意識を先生方は既にもっていらっしゃるとは思いますけれども、さらに上を目指していただきたいと思います。数値目標として、中期的にはこのくらいということはわかるのですが、長期的には今よりもずっと上げたいということになったら、今までと同じやり方では上がらないではないですか。だから、新しいやり方で変えなくてはいけないというそういう意識で取り組んでいただきたいという気持ちです。今は部活動改革とかいろいろな話が出ていますけれども、結局、先生は子どもたちを伸ばしていくということが一番大事な仕事だと思いますので、それに集中できるように、働き方改革を進めていると思うので、一丁目一番地としてぜひお願いしたいと思います。

指導課

御意見ありがとうございます。子供たちに生きる力をつけていくための学力向上ということは本当に大事なことだと思っておりますので、教育委員会の学校も含めて、精進して参ります。よろしく申し上げます。

教育長

ありがとうございます。そのほかございますか。

それでは、議案第47号は原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

ありがとうございます。

それでは、議案第47号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第48号 土浦市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正についてです。教育総務課からお願いします。

教育総務課

教育総務課でございます。

議案第48号 土浦市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正についてでございます定例会資料の12ページをお願いいたします。

1の改正の趣旨でございます。これまで個人情報の取り扱いについては、国や独立行政法人、民間事業者、地方公共団体等とそれぞれ所管や登記法令が異なっておりましたが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の量に必要な全国的な共通ルールを法律で定めるため、国の個人情報保護法に関する法律が一部改正され、令和5年4月1日から個人情報保護制度が官民一元化されます。

そのため、国の法律が市に直接適用されることとなることから、市の個人情報保護条例が廃止され、新たに法の施行に関し必要な事項について定める、土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されます。

したがって、これまで市の個人情報保護条例を根拠としていた本規則において、根拠法令の改正が必要となるため、土浦市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を一部改正するものでございます。

2の改正の内容は、本則中の根拠法令、土浦市個人情報保護条例を、個人情報の保護

に関する法律及び土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例に改めるものでございます。

施行日は令和5年4月1日でございます。説明は以上です。

教 育 長 ただいまの内容につきまして、御意見御質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第48号でございますが、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第48号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして議案第49号 土浦市学校運営協議会規則の制定について、生涯学習課からお願いします。

佐賀課長。

生涯学習課 生涯学習課でございます。

資料につきましては18ページをお願いいたします。

議案第49号 土浦市学校運営協議会規則の制定について、でございます。

令和5年度より市内全ての市立小中学校、義務教育学校へコミュニティ・スクールの導入に伴い、学校運営協議会規則を制定するものでございます。

制定の主な理由につきましては、協議会の設置、役割、その他必要な事項を定めるものでございます。詳細につきましては、規則案文をご参照願います。

施行日につきましては、令和5年4月1日です。

教 育 長 ただいまの件につきまして、御質問御意見等はございますか。

鈴木委員。

鈴木委員 この規則の中には、「コミュニティ・スクール」という文言は入っていませんが、どこかに入れた方がいいのではないかと思いますのですが。

教 育 長 佐賀課長。

生涯学習課 学校運営協議会委員を設置した学校のことをコミュニティ・スクールと呼ぶというようなことございまして、設置するものにつきましては、学校運営協議会ということでございますので、規則の方につきましては、この学校運営協議会という名称を使わせていただいております。

鈴木委員 それはわかるのですが、一般的な人から見ると、この運営協議会とコミュニティ・スクールの位置関係がはっきりしないのではないかと思います。それであれば、どこかに運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼んでいますとか、そういう記載をどこかに入れていただいた方がいいのではないかと思います。

教 育 長 委員の質問は、運営協議会を設置するというこの規則は必要なものでいいけれども、コミュニティ・スクール全体が新たにスタートするということが対外的、市民の方々が理解しやすいようにするために何か技術的に工夫をすることは可能ですかと、ということだと思います。

生涯学習課 コミュニティ・スクールの御案内につきましては、市民の皆様にしっかり理解をいただけるように、広報誌やホームページ等、あとは、委員さん方にもそうですし、PT

Aの方々にもそうなのですけれども、しっかりと周知の方を図っていきまして、コミュニティ・スクールと運営協議会について御理解いただけるように今後進めさせていただきたいと考えております。

教 育 長 私から補足です。この規則は、例えば国でこのような学校運営協議会設置規則のマニュアルがあって、その準則みたいな形で謳われているのであれば、土浦市だけ技術的にするという事は工夫が必要になってきます。これは、大本と言いますかね、何をベースに作られていたのかというところはどうか。

生涯学習課 そちらの方は、国、県から示されております手引きがございまして、そちらに基づいて作成させていただいたものでございます。

教 育 長 大事なことはこの規則をお披露目するにあたって、コミュニティ・スクールのことなのだな、ということをよく了知をしていただくことが大切なので、準則やガイドラインどおりにやることはもちろん必要なことですが、趣旨はしっかりと、コミュニティ・スクール、そしてこの規則が連動といいますか、誤解のないように周知を図ることが大切だと思いますので、周知を上手に図るような工夫をしていただきたいと思います。

教育部長 教育長、少し補足です。

教 育 長 はい、望月部長。

教育部長 コミュニティ・スクールは文科省が示した概念だと思いますが、今年まで新治学園にて2年間モデル校としてやってきまして、その中で土浦市コミュニティ・スクール推進委員会というような言い方をして組織立て、来年度からの全校導入に準備を進めてきたというような内容になっておりまして、その推進委員会がコミュニティ・スクールという概念を各学校に取り入れていただくというような方策を兼ねてモデル化してきたものでございますので、それが新年度から実現していくというようなことございます。先ほどの運営協議会の規則については、コミュニティ・スクールという言葉が出てきませんが、これまでの取り組みの中で、コミュニティ・スクールという概念については新治学園にて進めてきたというような形になってございますので、今後もそのコミュニティ・スクールという言葉はどういうふうに出していくかについては検討していきます。以上です。

教 育 長 法律上はコミュニティ・スクールという言葉は出てこないのかな。

教育部長 出てこないで、ガイドラインに出ています。

教 育 長 はい、佐賀課長。

生涯学習課 コミュニティ・スクールに関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にて、学校運営協議会ということで、明記されているものでございます。

教 育 長 はい。その点について、誤解することがないように、この規則とコミュニティ・スクールが繋がるものだという周知を図るようにしてください。よろしくお願ひします。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第49号でございますが、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第49号は原案のとおり可決することに決しました。
続きまして、議案第50号 土浦市博物館条例施行規則の一部改正について、博物館からお願いします。
木塚副館長。

博 物 館 博物館でございます。
議案第50号 土浦市博物館条例施行規則の一部改正について御説明いたします。
定例会資料の26ページをお願いいたします。
令和5年4月の博物館法の一部を改正する法律の公布、令和5年4月1日からの施行となる土浦市博物館条例の一部改正に伴い、施行規則の一部を改正するものです。
主な改正点ですが、(1)土浦市教育委員会の教育長に対する事務委任規則に基づき、教育委員会を教育長に改める。(2)入館料の免除となる心身障害者の定義や、(3)館内施設の利用についての規定を明確にいたしました。
また、(4)条項番号や字句の修正を行い、(5)資料の貸出先に私立の施設を追加いたしました。
詳細については別紙、別添の規則案文及び新旧対照表をご参照願います。
説明は以上でございます。

教 育 長 はい。ただいまの内容につきまして御質問等ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第50号でございますが、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第50号は原案のとおり可決することに決しました。
続きまして、議案第51号 土浦市新治運動公園条例施行規則の一部改正について、スポーツ振興課からお願いします。
大橋課長。

スポーツ振興課 スポーツ振興課です。
定例会資料の46ページをお願いいたします。
土浦市新治運動公園条例施行規則の一部改正について、1番、改正の趣旨ですが、昨年12月議会で条例改正をお願いいたしまして、来る4月1日から新体制である新治運動公園管理事務所を開設いたします。新しく始めます、個人利用の手続きや使用料の減免について定めるため、施行規則の一部を改正するものです。
改正の内容につきましては、1点目として管理事務所の設置、2点目として個人利用の申請許可、3点目として障害者手帳をお持ちの方の減免、ほか、条文の順序や文言について整理を行うものでございます。
詳細につきましては、47ページからの案文と59ページからの新旧対照表をお示しております。
施行日は令和5年4月1日です。
土浦市新治運動公園条例施行規則の一部改正について、以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございましたらお願い

します。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第51号につきまして、原案のとおり可決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第51号は原案のとおり可決することに決しました。
続きまして議案第52号 土浦市川口運動公園管理事務所設置規則の一部改正について、引き続きスポーツ振興課からお願いいたします。

スポーツ振興課 スポーツ振興課です。
定例会資料の76ページをお願いいたします。
土浦市川口運動公園管理事務所設置規則の一部改正について、こちらにつきましては、施設の名称と規則の表題にもあります、土浦市を削除するほか、文言等の整理を行うものです。詳細につきましては77ページからの案文と78ページから新旧対照表をお示ししてございます。
施行日につきましては、同じく令和5年4月1日です。
説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第52号につきまして、原案のとおり可決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第52号は原案のとおり可決することに決しました。
続きまして議案第53号 土浦市体育施設の利用に関する条例施行規則の一部改正について、スポーツ振興課からお願いします。

スポーツ振興課 スポーツ振興課です。
定例会資料の82ページをお願いします。
土浦市体育施設の利用に関する条例施行規則の一部改正について、です。
こちらにつきましては、先ほどの川口運動公園の管理事務所の設置規則と同様、川口運動公園の施設の名称から土浦市を削除すること、それから、2点目としまして、これまで教育委員会と表記していたものを、教育長に改めるほか、文言の整理や修正を行うものでございます。

86ページから新旧対照表を示してございます。

施行日につきましては、こちらも同じく令和5年4月1日です。

体育施設の利用に関する条例施行規則の一部改正について、以上でございます。

教 育 長 ただいまの件につきまして、御意見、御質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第53号につきまして、原案のとおり可決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第53号は原案のとおり可決することに決しました。
 続きまして議案第54号 土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、教育総務課からお願いします。

教育総務課 教育総務課でございます。
 議案第54号 土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、でございます。
 定例会資料は96ページをお願いいたします。
 1 番の改正の趣旨でございますが、スポーツ振興課長から説明がございました新治運動公園に関連した改正及び先ほどの個人情報保護制度の改正に伴う改正でございます。
 2 の改正の内容は、主に2点でございます。
 1 点目につきましては新治運動公園管理事務所が設置となることに伴う改正となります。第4条に定める施設長について、新治運動公園管理事務所長を追加いたします。また、別表第2、分掌事項別専決基準表で定めるスポーツ振興課長の専決事務について、新治運動公園の利用許可が施設長の専決事項となることから、スポーツ振興課長の専決事項から削除いたします。
 2 点目は、個人情報保護制度が国の法律に一元化することに伴う改正でございます。別表第1、財務事項等別専決基準表の7について、法令に合わせ、個人情報削除の文言を個人情報の利用停止に改めるものでございます。その他、文言等の修正でございます。
 施行日は令和5年4月1日でございます。説明は以上です。

教 育 長 ただいまの件につきまして、御意見、御質問等ございますか。

高橋委員 高橋委員。
 今まで新治運動公園に管理事務所は無かったということですか。管理事務所を設置するので、いろいろな物事をそこに移していくということですね。

教 育 長 大橋課長。
 スポーツ振興課でございます。
 管理事務所の建物自体はあったのですが、委託業務でやっております、会計年度任用職員なり、もちろん職員も含めそこに常駐していた形ではありませんでした。今後は常駐をさせて、ワンストップでの利用サービスを図るところでございます。

高橋委員 分かりました。それと、個人情報の削除を利用停止に改めるとはどのような意味ですか。

教育総務課 これは、国の法令の言葉に統一するという形の改正になるものでございまして、これまで個人情報の利用の停止、消去、または提供の停止という形で土浦市の方の法令の中では説明をしていたのですが、国のほうでは、まとめて利用停止という言い方をするものですからそちらに合わせて改正を行うものでございます。

高橋委員 個人情報削除っていうのは、どういう場合に個人情報を削除するという言い方をしていたのですか。
 それが今度、国のほうで利用停止という言い方に変わるということはわかったのですけれども、個人情報の削除というのは。

教 育 長 個人情報の削除とは、従来どういう意味合いで使っていたのかという御質問ですね。

教育総務課 一度整理をさせていただいて、間違えないように改めて説明させていただきたいと思
います。

教 育 長 そうですね、この委員会の間に確認できればそれに越したことはありませんし、次回
のご連絡でもかまいませんので、正しい情報を提供してください。

教育総務課 はい。

教 育 長 その他ございますか。福島委員。

福 島 委 員 多分、表記のミスだと思うのですが98ページの第2条のところに、改正後の条
文に「武道道長」とあり、改正前の条文には「武道館長」とありますが、改正後の条
文の方も「武道館長」になりますよね。

教 育 長 塚本課長。

教育総務課 失礼しました、表記の誤りでございます。ありがとうございます。

教 育 長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第54号につきまして、原案のとおり可決することよろしいでしょ
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第54号は原案のとおり可決することに決しました。

教育総務課 続きまして議案第55号 土浦市教育委員会公印規則の一部改正について、教育総務課
からお願いします。

教育総務課 教育総務課でございます。

引き続き資料の方は104ページをお願いいたします。

議案第55号 土浦市教育委員会公印規則の一部改正について、でございます。

先ほどの新治運動公園の関連の規則の改正でございます。

改正の趣旨でございますが、令和5年度の機構改革により土浦市運動公園管理事務所
が設置され、併せて施設長が置かれることから、土浦市教育委員会公印規則を一部改
正するものでございます。

改正の内容につきましては、公印の種類及び管守者に新治運動公園管理事務所長を追
加し、併せて公印のひな形及び寸法を定めるものでございます。その他、併せて文言
の修正等がございます。

施行日は4月1日でございます。説明は以上です。

教 育 長 ただいまの件につきまして、御質問等はございますか。

鈴 木 委 員 鈴木委員。

先ほどの件に戻ってしまいますが、川口運動公園から土浦市という名前を取った理由
を教えていただいてもいいですか。

教 育 長 大橋課長。

スポーツ振興課 はい、スポーツ振興課でございます。

こちら大本に、都市公園条例がございまして、公園条例の中で各運動公園というもの
は位置づけているのですが、そちらの中で川口運動公園ときちんと定義してい
るにも関わらず、こちらで関係しますこの三つの規則について、土浦市という文言が
誤って入ったと思われる。それで長い間やってきてしまったという経緯がございます。

条例の方の表記も、全て川口運動公園なっているところでございます。原因についてはちょっとわからないのですけれども。

鈴木委員

大本は川口運動公園となっていたものを、土浦市と誤って使っていたので改めたということですね。

スポーツ振興課

はい。

鈴木委員

分かりました。

教育長

その他ございますか。

これ私が問題提起するわけではないですけど、107ページの新旧対照表の中で、新治運動公園管理事務所については土浦市が入っているということについて、その理由について明らかにできますか。武道館もそうですよね。これについては、整合性ってというのはどうなっていますか。

はい、塚本課長。

教育総務課

もう一度確認させていただきます。

教育長

そうですね、これも確認していただいて、都市公園条例といますかね、そちらの方のバランスで、新治運動公園はその条例の対象外だから今残っているのかもしれない。必要ならば後日、機会を捉えて、規定の整備について検討していただければなと思います。

よろしいですか。

それでは議案第55号は原案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第55号は原案どおり可決することに決しました。

続きまして、続きまして議案第56号 土浦市指定文化財の指定について、文化振興課からお願いします。

中澤課長。

文化振興課

文化振興課です。

定例会資料の112ページをお願いいたします。

令和4年11月の定例会で御説明いたしました、指定文化財の申請があった石田文書につきまして、文化財保護審議会に諮問を行い、これまでに3回の審議を行ってまいりました。その結果、審議会より、文化財にすることに差し支えないとの答申がございましたので、お諮りをお願いするものです。

1番目、審議された文化財は石田文書、博物館で管理しており、所有者は土浦市です。

2番目、文化財の概要は、武田信玄朱印状を含む8点の資料で、以下記載のとおりでございます。文化財調査報告書の内容は、恐れ入りますが、115ページを御覧ください。

115ページの下の段の方になりますが、歴史上または芸術上の価値それと委員意見の欄がございまして、こちらが審議の回答のポイントでございます。

市の歴史研究上価値のある資料であり、博物館の所蔵品として、今後も公開活用が図られることなどを理由として、全員一致で113ページの答申書のとおり、石田文書を土浦市指定有形文化財に指定することについては差し支えありませんとの答申がございました。

つきましては、石田文書を市指定有形文化財に指定することについてお諮りをお願い

するものです。説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

ただいまの案件につきまして、御意見、御質問等ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第56号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、原案どおり可決することで決しました。

続きまして、議案第57号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱について学務課からお願いします。

田中課長。

学 務 課

学務課でございます。

資料の118ページをお願いいたします。

議案第57号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱について御説明いたします。

学校医・学校歯科医・学校薬剤師につきましては、土浦市学校管理規則第18条により、産業医につきましては、土浦市立学校教職員衛生管理要綱第10条に基づき委嘱してございます。

119ページをお願いいたします。

委嘱者につきましては119ページのとおりでございます。委嘱期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

なお、氏名の前に米印が付いている委員が今回、新規委嘱者でそれ以外は再任となります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

ただいまの案件につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第57号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第57号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第58号 土浦市学校運営協議会委員の委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課

生涯学習課です。

資料につきましては122ページをお願いいたします。

議案第58号 土浦市学校運営協議会委員の委嘱について、でございます。協議会の委員につきましては、土浦市学校運営協議会規則第4条の規定に基づき委嘱をするものでございます。

委嘱期間は令和5年4月1日から2年間とするものです。委員の皆様には、各学校で6月から7月頃に第1回目の協議会を開催していただく予定でございますが、その前

の5月頃に一度集まりいただきまして、学校運営協議会、コミュニティ・スクールについて説明会を開催させていただき予定でございます。

説明につきましては以上でございます。

教 育 長

はい。ただいまの件につきまして御質問等ございますか。

高橋委員、どうぞ。

高 橋 委 員

学校運営協議会は、先ほどコミュニティ・スクールの案件で出たものですか。

生涯学習課

はい。先ほど規則の制定につきまして御協議いただきました、コミュニティ・スクールに関する学校運営協議会の規則の委員でございます。

高 橋 委 員

学校運営協議会とPTAはどのような関係になりますか。

生涯学習課

学校に関しましては、学校評議員という方がいらっしゃいました。また、もちろんPTAの方々、それから学校の後援会など、それからボランティアの方々などたくさんの方が学校に関わっていらっしゃいます。その方々が一堂に会しまして、学校についてどのような運営をしていったらより子供たちにいい教育ができるのかというようなことで話し合う場が必要だというようなことで、今回の学校運営協議会というものを作りまして、皆さんが話し合う場を設けるというようなことでございます。それぞれの立場というのは変わらず、そういった代表の方たちが集まって運営していくという予定でございます。

高 橋 委 員

はい、わかりました。

教 育 長

鈴木委員、どうぞ。

鈴 木 委 員

運営協議会の委員に関して、学識経験者が含まれている学校とそうではないかとありますけれども、これはそれぞれの学校に任されているのですか。

教 育 長

はい、佐賀課長。

生涯学習課

はい、学識経験者についてなんですけれども、もちろん地域住民でも学識経験がある方はいらっしゃいます。ただ、区分の優先がございまして、まずは地域の住民であるかどうかというようなことを第一に優先とさせていただきまして、学識経験者ということで入れて入れさせていただいている方は、地域の方ではなく、保護者でもないというような、そういった方が学識経験者として入れさせていただいています。

実際には学校の元校長先生とか、そういった学識経験を持たれた方で、地元の住民である方もいらっしゃいますので、そういった方は地元住民ということを優先して、この区分の方では入れさせていただいているところでございます。

鈴 木 委 員

構成員として必ずいなくてはならない、というわけではないのですね。

生涯学習課

必ずというわけではなくこういった形で構成するというようなところでございまして、地域住民等に含まれない方が学識経験者にて入れさせていただいているようなところ です。

教 育 長

課長、法律の規定は学校運営協議会のメンバーというこの区分が、例えば土浦小でね、1 ページ目にありますけれども、この区分は法律が何かで他の審議会のように、学識経験者、社会教育とか、そういうような区分が規定されていますか。

生涯学習課

こういった方の中から選ぶというようなことになっています。

教 育 長

例示をされているのですか、学識経験者などと。

生涯学習課

はい、例示はされておりますけれども必ず入れなくてはならないというようなことで

はございません。

教 育 長

おそらく学校、あるいは地域や市の個別事情、地域事情に応じて人材確保がなかなか難しいところもありますから、その中から事情に応じて選んでくださいということで、義務ではなさそうだと思うのですね。ですから有識者が入っている学校もあれば、入っていない学校もある。

それからもう一つ、先ほど高橋委員からありましたとおり、備考欄に前学校評議員と書いてある方について、PTAもあるし、学校後援会の方もいます。要は、例えば学校評議員も、それからPTAの役員さんも、存続をするのか否か、そこがポイントと役割分担がこの運営協議会とどうなっているのか、その辺の住み分けではないけども、そこがよくわかりづらい。PTAの役員としての役割を担いながら、この運営協議会の委員も役割を担うってということは、法はそのようなルールの想定をしているところなのかPTAの方はPTAの役員を担いながら、本人としてはどのように関わるのか、その仕組みがちょっとわかりづらいという意図で御質問をされたと思います。

これは私も少し申し上げますけれども、PTAの方とかそれぞれの役割が従来からございまして、これは今後も存続されます。学校評議員というのは、佐賀課長、今後は存続されるのですか。

生涯学習課
教 育 長

学校評議員は学校運営協議会の方に移行するような形です。

そうですね。ですから溶け込んじゃうわけで、つまり従来の役割を担うということになりますけれども、評議員さんは消えてなくなってしまうみたいですが、PTAの方はPTAの役割を別途持ちながら、この運営協議会に参画すると、そういうことになります。

一番わかりやすいのはPTAの役員の方です。従来どおりのPTAの役割も別途担いながら、そういった知見といいますか、その役割を踏まえて、教育委員会のように合議体でありますので、合議をして意思決定をしてそれで校長なりに意見具申をする。そういった新しい組織体でございますので、PTAの役員をやりながらの、その知見や意見をこの運営協議会などで反映させると、そういった法の趣旨があるのかなと私は理解しております。

ですから、いろいろな立場の方がそれぞれの役割を担いながら、この協議会でいろいろ意思決定をされて、それで人事であれ学校経営であれ、それを合議体の組織として、校長に意見を言えるという新しい権限といいますか、そういう新しい合議体ができたと御理解をされるのがよろしいかと思えます。

高 橋 委 員

追加なのですが、区分の地域住民や保護者、校長及び教職員というのはわかりやすいのですが、学識経験者と、運営に資する活動を行う者、その他というように区分があるのですけれども、地域住民でもなく、保護者でもなく、元校長先生でもない方が、この学識経験者とかその他に入っていると、わかりにくいというか、恣意的に選んでいるのではないか、といったように見られないか。学識経験者の方は住民ではあるのですよね。

教 育 長
生涯学習課

佐賀課長、その点について説明をしてください。

はい。学識経験者につきましては、土浦市内に住んでいる方もいらっしゃいますし、土浦市内に勤務しているような方が学識経験者として入っていただいております。元

校長先生であつたりとか、近隣の学校の先生であつたりといった方々にも入っているようなところでございます。

あと、運営に資する活動を行う者として入っている方は、例えば、近隣の施設の方、ここで言いますと、128ページにございます都和南小学校の場合、以前学校評議員もしていただいている方で、近隣に道心園という施設がございまして、そちらの施設で長をされている方でございまして、そういった方にも意見を聞きたいと言うことで、近くの学校に入れさせていただいたものでございます。

教 育 長

佐賀課長、私がまた質問しますけれども、128ページの都和南小の例が出ましたけれども、法律にて例示されている立場の中から選びましょうということだと思います。学識経験者には、地域住民や保護者の立場として重複することがある。わかりづらいのは、運営に資する活動を行う者というのは、どういったことを法律のほうではイメージをしているのですかね。

生涯学習課

はい、そちらにつきましてはちょっと確認しまして、回答させていただきたいと思います。

教 育 長

はい。いずれにしても重複する場合もあるし、しない場合もあるということで、その区分に一番合致をするであろうというところで人材確保を図っているというのが実情のようです。

ただ、その区分がわかりづらいところがありますので、こういう区分、カテゴリーで選ぶということがもっとわかりやすく、人材確保的には同じ人になるかもしれませんが、どう考えても地域住民と学習経験者は違いますので、まずは理念ではないけども、この区分がこういう人ですよっていうことをきちんと説明できないと、なかなか審議しづらいです。いずれにしても、後でもかまいませんけれどもしっかりと説明できるように整理をしておいてください。

その他よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第58号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、原案どおり可決することで決しました。

続きまして議案第59号 土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課

生涯学習課でございます。

資料は136ページをお願いいたします。

土浦市藤沢集会所運営委員の委嘱について、でございます。

藤沢集会所の委員につきましては、土浦市藤沢集会所条例第11条の規定に基づき令和6年3月31日まで委嘱をしておりますが、選出区分の一部の委員に変更が生じたものでございます。

表の中の氏名の頭のところに米印のある2名の委員が変更になる委員でございます。なお、委員の任期につきましては、前任者の残任期間にて委嘱をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの件について御質問御意見等ございましたらお願いします。

委員が増えるということですか。

生涯学習課

今回、下の2名、藤沢一区南部常会長さんが替わられたということと、藤沢一区の地区長さんが今回替わられる予定であるというようなことで、全員で6名の人数に変更はないのですけれども、現職の方が替わられるということで交代するものでございます。

教 育 長

藤沢一区の地区長さんは未定ということですか。

生涯学習課

はいこの後に総会が開催されまして、その時に区長さんが決定することとなりますので、決定された方に就任いただくようなことでございます。

教 育 長

充て職として教育委員会のほうでは想定というか、規定をしているということですか。

生涯学習課

はい、充て職でお願いをしたいというものでございます。

教 育 長

はい。その他ございますか。

高橋委員。

高 橋 委 員

運営委員長、運営副委員長、運営委員2名の4名については、ずっと運営委員をされている方となりますか。

生涯学習課

はい。こちらの方々は令和4年の4月1日にお願いをした方でございまして、現在任期中の方でございます。

高 橋 委 員

2年で替わっていくということになりますか。

生涯学習課

委嘱は2年ごとをお願いをしているところですが、再任は妨げていないような状況でございます。委員長等につきましては、現在5年目の方で、今度6年目に入るような方でございます。

高 橋 委 員

例えば再任を妨げないけれども、2期までとするとか、そういうことは無いのですね。

生涯学習課

明確に2期まで、3期までというような定めはございませんけれども、あまり長くないようにということで、交代をしていただいているような状況でございます。

高 橋 委 員

これに限らないのですけど、このような委員は任期を決めておくべきではないかと思えます。慣習的に大体2期まで、3期までなのですといっても、ちゃんと決められていなかったら、再任を妨げないので、ずっと委員をやってもいいわけではないですか。こういった人事については任期を決めておかないと、不都合が出てこないかな、と心配をしました。

生涯学習課

はい、おっしゃるとおり、10年や20年とか、すごく長くなる方も過去には確かにいらっしゃいました。そういった方は、やはりよくわかってはいただけるのですけれども、同じ方が長く続けるというよりは、新しい考えを持つ方に新たに入っていただく方がメリットはあるということで、なるべく市の協議会と、委員をされる方については3期を目安に交代をしていただくことで、今実施をしているところです。ただ、その3期だけで交代してしまうと、学識経験を持つ方など、他に見つからないような場合は、再度もう1期、委員をお願いするというようなことも確かにございますけれども、現在はおおよそ3期を目安にということで進めているところです。

教 育 長

3期ということで、それを守っているのはそれでいいということですが、人材がいなくてやむを得ないということではなく、人材確保を図ることができるような

助言であるとか努力を我々がすべきだと思います。

その他ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第59号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第59号は原案どおり可決することで決しました。

続きまして議案第 60 号 土浦市文化財保護審議会委員の委嘱について、文化振興課から説明をお願いします。

中澤課長。

文化振興課 文化振興課です。

定例会資料の140ページをお願いします。

文化財保護審議会委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となることから、土浦市文化財保護審議会条例第4条の規定に基づき、委員の委嘱をするものです。

2番目の委員（案）の表の一番下、氏名の欄に米印がついている委員が新たな委員でして、他7名は継続してお願いするものです。

任期は令和5年4月1日から1年間となります。

説明は以上です。

教 育 長 新しい委員のプロフィールといいますか、適任だという点について説明をお願いします。

文化振興課 はい。新しい委員ですけれども、所属団体役職名等の欄にございますように、筑波大学大学院人文社会系の先生にございます。これまで文化財保護審議会の文化財科学、いわゆる保存という部分で、専門の先生がいなかったもので、文化財科学ですけれども、保存の部分でお願いしようということでございます。

教 育 長 はい。私もちょっと存じ上げていて、県の委員もやられている、今は現職かどうかわかりません。人材的には、第一人者ということで、ちょうどうちのほうで足りない分野だということで委員をお願いしようというところです。

文化振興課 はい、それと退任予定の先生、表の下のところを書いてございます方ですが、女性の委員でございました。こういった審議会につきましても、女性委員の積極的な採用ということを全庁的に進めているところでございますので、なかなかこういった文化財保護審議会委員の先生方は男性の方が多くなってしまおうのですが、新しい委員の方は文化財科学と博物館学というところと、女性ということもあり、委員をお願いするものです。

教 育 長 ただいまの件について御質問御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第60号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第60号は原案どおり可決することで決しました。

続きまして議案第61号 土浦市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ振興課か

らお願いします。

大橋課長。

スポーツ振興課

スポーツ振興課でございます。

定例会資料は144ページをお願いします。土浦市スポーツ推進委員の委嘱について、でございます。

スポーツ基本法及び土浦市スポーツ推進委員規則に基づき、教育委員会が委嘱するスポーツ推進委員が、令和5年3月31日で2年間の任期が満了となります。

次の145ページをお願いいたします。

令和5年度、6年度のスポーツ推進委員について、記載の72人に委嘱予定でございます。米印を付しました方は、新任委員となります。

スポーツ推進委員の委嘱について、以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明につきまして、御質問や御意見はございますか。

高橋委員。

高 橋 委 員

定員について、中学校によって人数が違うのはなぜですか。

教 育 長

大橋課長。

スポーツ振興課

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法にも、人数の根拠となるようなことは書かれておりません。ですが、スポーツ推進委員が発足したとき、前は体育指導員っていう名前だったのですけれども、市民2000人に対して1人程度というような指標が示されたことがございます。そこに行きますと、14万人の市民の中で70人というのが適正な数字かなと思っており、地区によっての人数の違いにつきましては、やはり人口が多いところが多くなってございます。

高 橋 委 員

はい、分かりました。

教 育 長

それでは議案第61号は原案とおり可決するよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第61号は原案どおり可決することで決しました。

冒頭御案内しましたとおり、議案第62号、第63号は最後に審議していただくということで、次は次第の4番、協議事項に移りたいと思います。

協議事項の一番、土浦市学校教育指導方針（案）について、指導課から説明をお願いします。

田上課長。

指 導 課

指導課です。

令和5年度土浦市学校教育指導方針（案）について説明をさせていただきます。

資料は資料の3をお願いいたします。

土浦市学校教育指導方針について、でございますが、茨城県の学校教育指導方針をもとに作成し、毎年4月に各学校に配布し、1年間の指導方針をもとに、各学校の運営をお願いしているというものでございます。表紙の裏を御覧ください。市のグランドデザインをもとに、令和5年度の重点項目、小中一貫教育の全体構想、令和5年度の主な事業、学校訪問について、でございます。今回は、この目次の中に12ページの学校訪問までを御説明させていただきます。

主に今回説明させていただきますのは、時間の関係もございまして令和5年度に改

訂または追加をした言葉について説明をさせていただきます。

それでは1ページをお開きください。1ページは、土浦市学校教育指導方針のグランドデザインについて、でございます。こちらは大きな変更はございませんが、中段にございます土浦市における小中一貫教育の基本理念、確かな学力の向上のために、の囲みの中にICT活用能力という言葉を追加いたしました。こちらは、GIGAスクール構想に伴うタブレット端末の活用の機会が増加していることを受け、小中一貫教育の中でも特に受注するものとしてこの言葉を追加したものでございます。

続きまして2ページを御覧ください。令和5年度の重点政策について、でございますが、詳細については次のページから項目ごとに説明をさせていただきます。

それでは3ページをお開きください。大きな一番、確かな学力を育む教育の推進でございます。

確かな学力を育む教育の充実のための主な施策のプランの1、小中一貫教育の推進の一つ目の丸のところ、土浦Next Plan2023という言葉盛り込んでおります。こちら昨年度まではNext Plan2019となっていたものを今年度リニューアルしましたので、2023という言葉に変更しております。同じように中段のところにありますRPDCAサイクルのDのところ、Next Planの言葉がありますが、こちら2023に言葉を改めました。また、同じくDのところのC教育委員会の教職員研修講座のポチとしまして、同じ欄の教職員研修講座のところに土浦市学力向上研修会(TIP)となっているもの、こちらの研修会を今年度1年目、来年度2年目でやっているのですがこちらを追加させていただきました。

続きまして4ページを御覧ください。

大きな2番、豊かな心を育む教育の推進でございます。このページの中では、一番下のところにあります生徒指導の充実の大項目の1番、生徒指導提要に基づく生徒指導の方針・基準を明確化となっているところの、出だしの生徒指導提要に基づく、という言葉新たに追加いたしました。

今年度12年ぶりに生徒指導提要が改定になりましたのでそれを受けて、この文言を重視するためにさせていただいたところでございます。

続きまして5ページを御覧になってください。大きな3番、健やかな体を育む教育の推進でございます。

こちらのところでは訂正がございます。二重囲みの特に重視をすることの学校体育の充実の①番のところに、体力テストのA評価+B評価となる児童生徒の割合40%を目指すとありますが、この40の数字は、50の誤りでございます。申し訳ございません。後ほど正しいものは配りをさせていただきますが、こちら40ではなく、50が正しい指標になりますのでよろしくお願いいたします。

また、学校健康教育の充実としまして、特に重視することは薬物乱用防止教室の開催等をしているところでございますけれども、こちら5ページの下のところ、学校健康教育の充実の1番目のところに、右側の丸印の一つ目に、性に関する講演会、さらにはがん教育の充実、2番の児童生徒の実態や発達段階に応じた計画のところの、上から三つ目の丸印、AEDの使用を含む心肺蘇生法に関する指導の充実、こちら併せて重点化して進めていくことになっておりますので、付け加えて説明をさせていた

だきたいと思います。

続きまして6ページを御覧になってください。大きな4番、時代の変化やグローバル社会に対応できる教育の推進でございます。こちらのページの内容につきましては、変更はございません。

続きまして7ページを御覧ください。大きな5番、自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進でございます。こちらは特に重視することの二つ目の丸印のところ、特別支援コーディネーターを中心とした、という言葉の前半に入れさせていただきましたが、こちらは今年度追加をした言葉でございます。特別支援教育の推進には、特別支援コーディネーターという役割をもった教職員の働きが大変重要になっているところでございますので、こちらを前面に出しましてこの方を中心とした全教職員の取り組みを強調していくための表現の追加でございます。同じように、その下の2番、四角の囲みの2番のところにも、特別支援コーディネーターを中心とした、という言葉の前半に入れさせていただきました。

下の囲みにあります推進事業の中では、上から三つ目の3番、巡回相談の実施のところの方法の欄にあります、相談員会議の開催について、年3回と回数を明記させていただきました。こちらは、例年は入っていなかったのですが、年3回しっかりと行うということを明確にするためにこちらに入れさせていただきました。7ページは以上になります。

続きまして8ページを御覧ください。

こちらは令和5年度の教育支援事務予定となっております教育支援委員会を行うにあたっての1年間の予定日程となっているものでございます。この予定で教育委員会としましては、教育支援委員会を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして9ページを御覧になってください。

こちらは土浦市小中一貫教育全体構想図でございます。義務教育9年間を通して、継続的で一貫性のある教育の場を設定することで、児童生徒の個性を伸ばす教育の充実を、今年度も力を入れて図ってまいりたいと考えております。こちら追加の文言は中断のやや上にある、左側、確かな学力の向上の四角の囲みの中にICT活用能力という文言を追加させていただきました。理由は先ほど申し上げたものと同じでございます。

続きまして10ページを御覧になってください。

こちらは指導課にて計画を立てております令和5年度の主な事業内容となっております。10ページの中段、豊かな心の事業の6番、新規となっておりますところ、校内フリースクール等支援事業につきましては、目的としましては、教育相談室との連携を図りながら、増加の一方をたどっております不登校生徒への支援を中心に、各中学校と相談室の連携を強化することで、より円滑に幅広く質の高い支援を可能にする目的で行う事業でございます。今年度はモデル事業という形で、市内8つの中学校、特別支援義務教育学校後期課程でございますけれども、その中の半分の4校を対象にモデル事業としまして、週1回、教育相談室の相談員を校内フリースクール校内適応指導教室分室の相談員として派遣をしながら、先ほど申し上げました目的を展開していこうと考えているものでございます。

11ページを御覧ください。

一番下のところ指導全般20の部活動改革推進事業でございます。こちらが今年度、市立中学校に部活動指導員を各1名ずつ配置させていただいて展開をしていったところでございますが、令和5年度は各校2名、1名ずつ増員をさせていただきます。さらには、休日の部活動地域移行に向けて、いよいよ枠組み作りを本格的に進めていく段階になりましたので、令和7年度末までの全部活動の地域移行化を目途に、令和5年度から進めていくための事業継続となっておりますが、この地域移行等に関しましては新規という扱いで進めていくものでございます。

最後になります。12ページを御覧になってください。

令和5年度の学校訪問につきまして今年度、2番の訪問の種別にありますような学校訪問を指導課としましては県と連携を図りながら進めてまいり所存でございます。この中で一番下にあります、教育相談室による学校訪問が先ほどの新規の事業の6番で申し上げたものと重複となりますけれども、この新しく教育相談室による学校訪問を展開するにあたっての訪問事業を進めることを、こちらに新しく載せさせていただいたところでございます。

13ページにつきましては例年と変更等はございません。

最後に14ページを御覧になってください。

4番、教育委員の皆様による学校訪問につきましては、来年度も教育委員の先生方に計画訪問に同行していただきまして、各学校の取り組みについて御覧いただいた上で、御意見、ご指導等いただければと考えております。年間のスケジュール等につきましては計画訪問の日程スケジュールが決まり次第、教育委員の皆様方にお諮りをしたいと思っておりますので、その際にはどうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

説明は以上になります。

教 育 長

課長、これは協議ということで、次回の定例会で再度御審議いただくということでしょうか。

指 導 課

はい。

教 育 長

わかりました。ただいまの件について、御質問御意見等ございましたらお願いします。

岡島委員。

岡 島 委 員

二点、意見ですけれども、まず、9ページのICT活用能力、確かな学力の項目のところ、ICT活用能力を改めて入れていただいたということで、時代的に良いことだなと思うのですけれども、今、自分の子どもが8年生で、いつも学校からChromebookを持ち帰ってきて、Meetを繋げて友達と勉強だったらいいのですが、ゲームをやっている。それっていいのか、というところもあるのですが、そういった友達とコミュニケーションをとっているのはいいのかなと思いつつ、そうしていると、だんだん時間が進み、夢中になってくると猫背になっていって、ウルトラマンみたいな姿勢になっているので、注意して背筋を伸ばさせています。ICTの活用をしていると、やっぱりそういった場面とかを見るようになってくると思うので、今後、学校でも指導をしてきているかもしれませんが、そういう面の変更とか、扱い、正しい使い方っていうのをもう1回、教えていただきたいというのが1つ目の要望というかお願いです。

あと、11ページの最後の部活動の継続のところ、段階的に部活動の地域移行に進めていくところですが、県のほうから今年度に関しては通常どおり部活動をやっているよと新聞に載っていたと思うのですけれども、それに関して、地域移行が遅れていたりとか、そうすると自動的に先生方の働き方改革の期間にしわ寄せが行ったりしないかなど。保護者としては、部活動が今までどおりできるということはあるのですが、そういった先生たちのギャップが心配だな、と思ひまして。もしわかる範囲で教えていただければと思います。以上です。

教 育 長
指 導 課

田上課長。

指導課でございます。御質問ありがとうございます。まず一点目、ICTの機器の活用法についての健康教育でございますけれども、こちらにつきましては再度重ねて、子供たちに正しい使い方や、また使い過ぎによる目の酷使がどういった身体の影響があるのかということについて今一度きちんとわかりやすく、発達段階に合わせて指導をさせていただきたいと思ひます。

二点目の部活動の地域移行についてでございますが、既に御案内かと思ひますけれども、改革集中期間というスローガンが、改革推進期間ということでトーンダウンしたことはございます。全ての自治体で同じような足並みで、この地域移行を進めていくだけの力と申しますか、予定、見通しっていうのが立たなかったことが、結果的には初年度にここまでやりなさいと言っていたものを、できなくてもいいですよっていうようになったところなのですけれども、やはり土浦市としましては、岡島委員からもありましたように働き方改革の意味合いも含めているものですので、いたずらに先延ばしにしていくことは避けなければならないと考えておりますので、初期計画で立てておりました令和7年度末までには16の部活動についてしっかりと地域移行できるように、計画的に進めていきたいと考えているところでございまして、その中身についても、ただいま詰めているところなので、4月になりましたらば、各中学校を回りまして、説明の方を進めていくことになっているのですが、そのように、土浦市としましては従来どおりの見通しで計画的に進めていきたいと考えているところでございます。

岡 島 委 員
教 育 長

ありがとうございます。

その他ございましたら、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは続きまして、報告事項になりますけれども、土浦市議会一般質問について、報告をお願いします。

教育総務課
教 育 長
教育総務課

報告の前に、先ほどの質問についての回答を先にしてもよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

まず、高橋委員の御質問で、個人情報の利用停止の部分でございます。

こちら、まとめて利用停止にするということでお話させていただいたところなのですが、まずその利用停止の部分に関しては、法にて利用停止の用語についての整理がございまして、この総称をまとめて利用停止ということに定めたものですから、今回改正をしてございます。実務上的には、変更はございません。どういったときに請求権を利用停止するかって言ったときには、例えば不当利用がされたとき、個人情報を

どこかの課に提供した場合、本人に、こういう理由であなたの個人情報使えますよって形で個人情報を提供してもらったにもかかわらず、別の理由でその個人情報を勝手に使われたときには、その利用を停止する、削除するということが本人の請求によってできる、ということが大本にあるということとなります。

高橋委員

削除と、利用停止とでは国語的に意味合いが違うような気がするのですが、従来削除だったものが利用停止になるという意味が不思議な感じがしました。削除、というと本当に削除してしまうものではないですか。

教育総務課

そもそも、特定個人情報はマイナンバー関係の条例のときに、特定個人情報については各個人に付番されたものであって、それが削除されるものではなく、利用停止になる。紙媒体で、例えば個人の名前と電話番号を一致するような個人情報であれば、それに関しては削除という形で、無くなることは可能だと思うのですが、利用停止というのは、その特定個人情報のほうについての削除というよりは、利用停止請求権というものがございまして、どちらかというところらに合わせたというのが、今回の法で一本化した利用停止という言い方でした。

高橋委員

運用は変わらないのですか。

教育総務課

実務上の運用は変わらないです。実務上には影響はない、変わらないということで、まとめた形でこれまでの消去停止、提供の停止って言ったものをまとめて利用停止とすることが法律のほうに規定があるので、それに合わせているということになります。

高橋委員

難しいところですね、はい、わかりました。

教育総務課

説明が難しく、申し訳ありません。

あともう一点、体育館の件ですけれども、土浦市立武道館と土浦市の新治運動公園に関しまして、土浦市が付いているということに関しては、運動公園条例と土浦市武道館条例、そもそもの設置・管理条例がございまして、そちらの名称に基づいて、今回改正をさせていただきます。先ほど川口運動公園については、根拠となる条例が土浦市都市公園条例のほうで、土浦市がついてないという形になりまして、条例に合わせた言い方に改正させていただきますので、条例が全て正しいとは言えないですけれども、基本的には条例に一致した形で今回、規則を改正しているところです。

以上でございます。

教育長

ちょっと違和感はありますけれども、大元の条例が間違っているということはあまりいただけないですけれども、今後、必要ならば改正やその検討を法制部門と詰めたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、一般質問についてよろしく願います。

教育総務課

はい。資料の4をお願いいたします。

こちらの資料の1ページ及び2ページをお願いいたします。こちらが今回の5名の議員の皆様からの答弁概要の一覧となっております。

続きまして3ページをお願いいたします。今回の一般質問に係る意見の概要についての一覧となっております。各議員から一般質問通告から答弁調整までの期間が短くて、教育委員の皆様には意見聴取に十分な時間をお取りすることができず、大変申し訳ございませんでした。

今回の一般質問につきましては、御意見もございました答弁についてのみ御報告をさせていただきたいと思っております。その他の答弁につきましては、メールにて送付させていただきました答弁の方向性の内容と同じでございますので、後ほど添付の答弁書を御覧いただければと存じます。また想定質問としていたもののうち、再質問されたものについては、本質問の後に添付させていただいております。それでは続けて教育総務課分について説明をさせていただきます。

御意見のございました、表の一番下、お願いいたします。久松議員からの御質問の大きな2番、小中学校体育館にエアコン設置を、についてでございます。こちらの内容につきましては、前回の12月議会においても、同様の内容で質問がございました。高橋委員からエアコン設置や施設整備等、費用対効果や今後の人口減少に伴う予算、税収不足を感じていただきたいとの御意見をいただいております。

この御意見を踏まえまして答弁といたしまして、体育館のエアコン設置については、近年の猛暑日からも必要性は認識しているものの、長寿命化改良工事やプール修繕と優先順位を考慮し、教育環境を整備している状況であり、引き続き空調設備に関する様々な課題解決に向け調査研究をする旨の答弁といたしました。

なお答弁の詳細については、24ページから28ページとなっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。教育総務課分については以上でございます。

続きまして上から柏村議員のほうから、各担当課から説明をさせていただきます。

教 育 長
博 物 館

はい、木塚副館長。

博物館です。

岡島委員さんから、3ページの一番上でございます柏村議員の言われるような戦争略奪品の調査自体が、日本全国の市町村で行われているのでしょうか。もし行われていないのであれば、わざわざ費用をかけてまで行う調査なのか疑問です、といった御意見をいただきました。

答弁では、戦争の記憶を風化させないこと、本市がどのように太平洋戦争をくぐり抜けてきたのか語り継いでいくことが大切です、霞ヶ浦海軍病院などの戦争遺跡については、本市だけで検討するのではなく、国や県、周辺自治体などとも調整や協議が必要と思われます、国や県の動向を見ながら博物館での展示や学校現場などを通して、本市独自の平和教育の普及と活用を図ってまいりますと答弁いたしました。

なお、一般質問の要旨や答弁書は4ページ以降にございますので後ほど御覧ください。

また、岡島委員さんがおっしゃった戦争略奪品の調査についてですが、副市長が答弁しまして、市立博物館において、市民の記憶収集事業を行っており、平成30年度に62名の聞き取りをまとめた報告書を刊行いたしました。聞き取りをまとめた中では、文化財の略奪や破壊などの話は一点もございませんでしたと答弁いたしました。

以上でございます。

教 育 長
学校給食センター

寺崎所長。

はい、給食センターです。

2番目となりますが、吉田議員と久松議員からは、学校給食の無償化についての質問をいただいております。こちらの質問要旨と答弁書はそれぞれ11ページからと20ページからにかけて掲載しております。福島委員からは記載のとおり、個人的には、給食

費を市の予算で賄ってあげられないかなと思います。水戸市のように中学校から順に実施されれば、との御意見をいただきました。二つの質問の共通の趣旨としましては、コロナ禍や物価上昇により、子育て家庭を取り巻く環境が経済的に厳しくなる中で、学校給食の無償化の実施について市の考えを聞きたいという内容でございます。

吉田議員の質問が市長答弁、久松議員が教育長の答弁でございました。答弁の概要ですが、どちらについても共通して給食無償化の実施時期や方法、そして必要な財源確保など、実施に向けた具体的な検討を早急に進めてまいりたいとの答弁をいたしました。

また福島委員からの、水戸市のように中学校から順に実施されればとのご提案につきましては、答弁いたしましたとおり、方法の一つとして検討内容に含めながら、進めてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

教 育 長
学 務 課

田中課長。

上から3番目をお願いいたします。

吉田議員からの質問で、ランドセルのカラーバリエーションについての質問でございます。こちらの一般質問に対し、高橋委員から、赤と黒の二択という現状は、ジェンダーフリーが問われている中では、赤は女子、黒は男子という固定観念を醸成することにも繋がるので、再検討の方向で答弁してほしい、また、多色となると単価が上がるため、無償配布の趣旨からも少し外れるのではないかと。単色に対しても様々な意見などがあることから、再検討の余地がある。いずれにしても、生徒や保護者の意見を聞くことが合意形成には不可欠である、との御意見をいただきました。

答弁では、本市のランドセル贈呈事業につきましては、最近ではジェンダーレスに配慮し、赤黒の選択も可能とし、さらに軽量化のニーズに応えるため、黄色のリュックサックを加えるなど、社会情勢や学校現場の状況に沿った対応をしており、好意的に受け止める声をいただいております。

また、発注製品を絞り込むことによるスケールメリットにより、市場製品より大幅に価格を抑えることで、効果的、効率的に事業を実施できております。

ランドセル贈呈事業の現状の取り組みにつきましては、ご好評いただいていることから、高橋委員の御意見にもありましたが、今後も引き続き、市民のニーズを適切に把握した上で対応してまいります、という内容で市長が答弁いたしました。答弁の詳細などにつきましては、15ページから19ページになります。

以上でございます。

教 育 長

それでは御質問等ございましたら、お願いします。

高橋委員。

高 橋 委 員

今のランドセルなのですけれども、赤と黒と黄色の中から一つ選べるということですか。

学 務 課

はい、おっしゃるとおりでございます。

高 橋 委 員

私も登校中の子どもたちをよく見るのですけれども、黄色いリュックを背負っている子はあまり見ないですね。それで、赤と黒なのですけれども、例えば男の子が赤のランドセル、女の子が黒のランドセルを背負っているのを、今まで見たことはないです。

今、ランドセルは選べると言いますがけれども、実質、選べないと思います。だからそういう中で、赤と黒を無償で配布してしまうというのは、ちょっとどうなのかなって。世の中の動き的に考えると、ジェンダーレスギャップのあるお子さんとかは、やむを得ず赤とか、やむを得ず黒のランドセルを選ばなきゃいけない、ということで非常に苦痛であるということをおっしゃっていたので、今後発展的には、中学校の制服についても検討していかなくてはいけないのかな、と思います。その一つ手前のこととして、例えば私、ランドセルの新聞記事をお送りしたのですがけれども、鹿島とか高萩とか単色にしているという市も増えてきているので、土浦市は出遅れ感があるのかなと思っていますのですね。今年度は別として、次年度に向けてはどうするか再検討をしていただきたいな、と思いました。

教 育 長
学 務 課

田中課長。

高橋委員のおっしゃるとおり、ランドセルの色を巡る社会認識がもう変化しつつあります。本市のランドセルについても、同様に色を設定すべきか、これについては市民のニーズを把握する必要を我々も十分認識してございます。次年度ですね、まだ課単位での考えではありますが、市民アンケートを検討しておりますので、そちらのほうで、本市のランドセルの色についてどのようにしていくか検討していきます。

高 橋 委 員

早く取り組みますと報道なんかもされて、市民の意識とかも、土浦市って先進的なことを考えているのだなということになって、保護者や地域、子供たちの意識が変わるっていうことがありますので、どんどん新しいことについてチャレンジしていただきたいなと思います。

学 務 課

委員のおっしゃるとおり、先ほど私のほうで色について導入していくと話しましたが、従前の赤と黒につきましても、どちらも好評を得ているところもありますので、こちらも含めてですね、検討してまいりたいと考えます。以上です。

教 育 長

ほかにございますか。

はい。議会の質問は以上でよろしいでしょうか。

続きまして土浦市訪問型家庭教育支援事業実施要綱の制定について、制定の趣旨を中心に報告をお願いします。

佐賀課長。

生涯学習課

はい、生涯学習課でございます。

資料につきましては150ページをお願いいたします。

土浦市訪問型家庭教育支援事業実施要綱の制定でございます。

家庭教育に関わる問題の発生予防や早期発見、家庭の孤立化を防ぐことを目的に、令和5年度より訪問型家庭教育支援を実施するために、要綱を制定するものでございます。

主な内容につきましては、家庭教育の支援や情報の提供、支援員や推進協議会の設置、その他必要な事項を定めるもので、支援対象者につきましては、次年度就学予定の幼児をもつ、全家庭といたします。詳細につきましては要綱の案文を御覧いただきたいと思います。

施行につきましては令和5年4月1日でございます。説明は以上です。

教 育 長

当初予算あるいは主要事業で御説明したとおり、本市で初めての訪問型家庭教育支援

ということで相談員さんにて、各家庭、悉皆にて赴くというような予定であります。そのために必要なルールを定めたということでございます。ちょっとやってみないことには、どのぐらいの成果といいますかね、実績が残せるかわかりませんが、工夫をしながら、また、中間段階で委員会にも御報告をさせていただきます。

御意見、御質問等はありませんか。

指 導 課

それでは続きまして、部活動の運営方針の改定について、指導課からお願いします。資料の155ページでございます、部活動運営方針の改定について、でございますが、大変申し訳ございません、内容的にまだ詰めきれてない部分がございます、本当であれば御報告申し上げるところでしたが、もう少しお時間をいただいて詰めさせていただき、各学校に周知を図りたいと考えておりますので、今回は取り下げさせていただいて次回の定例会で、お示しをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

教 育 長

はい。ちょっとまだ詰めきれてないところがありまして、いろいろな情勢の変化がありまして、整理をしております。また次回の定例会で報告を差し上げたいと思っております。続きまして、教育委員会定例会ペーパーレス会議システムの導入について、教育総務課からお願いします。

教育総務課

教育総務課でございます。

教育委員会定例会ですが、来月4月以降にペーパーレスの会議システム導入を考えてございます。タブレット端末のiPadを使用しまして行う予定でございます。製品が揃い次第、教育委員の皆様にはお渡しをさせていただく予定でございます。

当初、慣れるまでは紙媒体と両方併用して会議を進めさせていただいた上で、移行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

教 育 長

そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

図 書 館

続きまして図書館業務システム更新等に伴う休館について、図書館からお願いします。

図書館でございます。

資料の157ページをお願いいたします。

図書館業務システムの更新等に伴う休館について御説明いたします。

令和5年度に、図書館業務システム及び自動化書庫管理機器の更新の実施を予定しております。システム更新等につきましては例年6月に実施している蔵書点検と同時期に行うことで、更新作業にかかる休館日数の短縮を図ります。

なお、更新等に係る作業期間につきましては、土浦市立図書館及び各分館を休館といたします。

1、作業内容につきましては、システム更新は、貸し出し返却利用者情報を管理している図書館業務システム及びそれに付随する機器と、自動化書庫の管理機器の更新を行うものです。蔵書点検につきましては、図書館で所蔵している全ての資料の状態点検、配架場所の確認などを行うものです。

2、作業期間につきましては、令和5年6月20日から7月5日までの16日間を予定しております。

3、周知方法としましては、広報つちうら及び市及び図書館ホームページへの掲載、

館内掲示やチラシを配布する予定となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

このような事情でこの期間、休館とさせていただくことについてご了承いただくものです。

続きまして、かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンについて、スポーツ振興課からお願いします。

スポーツ振興課

スポーツ振興課でございます。

資料の158ページをお願いいたします。

一番下に記載のとおり前回大会より3千人以上上回ります、1万4,056人のエントリーをいただきました。第33回大会は、4月の16日に開催いたします。以上、かすみがうらマラソンのエントリー数についての御案内でございます。

教 育 長

はい。4月4日に、市長が記者会見を開き、この内容について発表をする予定でございます。参加人数も増えましたし、まだちょっと不安な時期、コロナの関係でちょっとエントリー数はどうなのかなと思いましたが、リピーターも多く、今回も期待を込めて準備を進めたいと思います。

それでは続きまして議案第62号、第63号に移りたいと思いますが、その前に次回の定例会について、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課

次回の定例会でございますが、4月25日火曜日16時から、こちらの会場で予定をしております。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

よろしくをお願いいたします。それでは議案第62号、63号に移りたいと思います。

人事案件となりますので、教育部長、教育総務課長以外は退席をお願いします。ありがとうございます。

〔関係職員以外退席〕

教 育 長

それでは議案第62号 令和5年4月1日付教育委員会の人事異動について、教育総務課からお願いします。

【議案第62号「令和5年4月1日付教育委員会の人事異動について」を協議】
(非公開)

教 育 長

それでは、議案第62号につきまして、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第62号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして議案第63号になります。岡島委員申し訳ありませんが、一度ご退席をお願いします。

〔岡島教育委員退席〕

教 育 長

それでは議案第63号 土浦市教育委員会委員の辞職の同意について、教育総務課からお願いします。

【議案第 63 号「土浦市教育委員会委員の辞職の同意について」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案第63号につきまして、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第63号は原案のとおり可決することに決しました。では、岡島委員と各所属長をお呼びください。

〔岡島教育委員、各所属長入室〕

教 育 長 皆様、岡島教育委員が3月31日をもって教育委員を退任されます。岡島委員におかれましては令和2年10月に教育委員に就任されまして、任期中におかれましては、保護者、PTAの視点から本市の取り組みにつきまして、貴重な御意見やご助言を数多くいただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。

教 育 部 長 ここで岡島委員への感謝の意を表して、望月部長から花束を贈呈したいと思います。岡島委員、2年半お疲れさまでございました。本当にいつも保護者目線で、子供たち最優先で、いろいろ意見、ご指導いただきました。本当にありがとうございます。お世話になりました。

〔花束贈呈、写真撮影〕

教 育 長 ありがとうございます。
岡島委員におかれましては、ぜひ今後とも本市の教育行政について、ご協力やご助言をいただけたら幸いです。どうぞよろしく願いいたします。
以上をもちまして、令和5年3月の教育委員会定例会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。